

2011 年 11 月 30 日付法律第 12529 号

ブラジル競争保護法.*

2011 年 11 月 30 日制定
2011 年 12 月 1 日公布
2012 年 5 月 30 日施行

一橋大学大学院法学研究科 教授 阿部博友

- *法律第 12529 号の正文は、2011 年 12 月にブラジル連邦議会(Câmara dos Diputados)のウェブサイトに公表された原文(Publicação Original)を参照した。
- 原文の URL は下記の通り。
<http://www2.camara.gov.br/legin/fed/lei/2011/lei-12529-30-novembro-2011-611850-publicacaooriginal-134358-pl.html>
- 条文の逐語訳ではなく、分かりやすさを優先している。
- 訳文の一部について三井物産株式会社法務部のご協力を得たが、文責はすべて訳者にある。
- 本資料をブラジル新競争保護法の理解のために、また競争法遵守(コンプライアンス)のために活用願えれば幸甚である。本資料に関してご意見等は下記に連絡願います。

訳者 E-mail: H.Abe@r.hit-u.ac.jp

注意：本資料は、個別案件についての法的助言を目的としていない。具体的な案件については専門家と相談の上対応されたい。本資料を個別案件に活用した結果、生じることのある如何なる結果についても訳者は何ら責任を負担しない。

2011 年法律第 12529 号和訳

目 次

第 I 編	総則規定
第I章	目的について (第 1 条)
第II章	適用範囲について (第 2 条)
第 II 編	ブラジルの競争保護システムについて
第I章	構成について (第 3 条)
第II章	経済防衛行政審議会(CADE)について (第 4 条)
第I節	CADE の組織構成について (第 5 条)
第II節	経済防衛裁定評議会(Tribunal Administrativo de Defesa Econômico)について (第 6 条~11 条)
第III節	総監督局(Superintendência-Geral)について(第 12 条~14 条)
第IV節	CADE 連邦法務局(Procuradoria Federal junto ao CADE)について(第 15 条・第 16 条)
第V節	経済調査局 (Departamento de Estudos Econômicos) について (第 17 条・第 18 条)
第III章	経済監視局(SEAE)について (第 19 条)
第 III 編	連邦検察庁および CADE について (第 20 条)
第 IV 編	資産、収入および行政・予算・財政管理について (第 21 条~30 条)
第 V 編	経済秩序の違反について
第I章	総則規定 (第 31 条~35 条)
第II章	違反行為について (第 36 条)
第III章	罰則について (第 37 条~45 条)
第IV章	時効について (第 46 条)
第V章	訴訟の権利について (第 47 条)
第 VI 編	行政手続きの諸態様について
第I章	総則規定 (第 48 条~52 条)
第II章	経済集中行為の管理に関する行政手続きについて
第I節	総監督局(Superintendência-Geral)の行政手続きについて(第 53 条~57 条)
第II節	評議会の行政手続きについて (第 58 条~64 条)
第III節	総監督局(Superintendência-Geral)による行為承認決定に対する異議申し立てについて (第 65 条)
第III章	経済秩序違反の調査のための行政捜査および予備的手続きについて (第 66 条~68 条)
第IV章	経済秩序違反に対する行政制裁の賦課に関する行政手続きについて (第 69 条~83 条)
第V章	予防措置について (第 84 条)
第VI章	中止合意について (第 85 条)
第VII章	リニエンシー・プログラムについて (第 86 条・第 87 条)
第 VII 編	集中の管理について
第I章	集中行為について (第 88 条~91 条)
第II章	集中管理の合意について (第 92 条)
第 VIII 編	審議会決定の司法的執行について
第I章	手続きについて (第 93 条~101 条)
第II章	司法介入について (第 102 条~111 条)
第 IX 編	最終規定および経過措置 (第 112 条~128 条)